

## 令和5年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.3.2	R5.5.1	東京都中学校英語スピーキングテスト事業 実施協定（令和4年度）に関する覚書	6		1					1	1	1						【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【経費の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【具体的な業務の流れの一部】 ・当該情報は、事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、事業者の処理能力が明らかになる等、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該情報は、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
2	R5.3.2	R5.5.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力検査実施時における危機管理マニュアル</li> <li>・学力検査問題自校作成マニュアル（管理職用）</li> <li>・学力検査問題作成マニュアル（国語）（教科主任用）</li> <li>・学力検査問題作成マニュアル（数学）（教科主任用）</li> <li>・学力検査問題作成マニュアル（英語）（教科主任用）</li> <li>・定時制課程学力検査問題自校作成マニュアル（管理職用）</li> <li>・定時制課程学力検査問題作成マニュアル（国語）（教科主任用）</li> <li>・定時制課程学力検査問題作成マニュアル（数学）（教科主任用）</li> <li>・定時制課程学力検査問題作成マニュアル（英語）（教科主任用）</li> <li>・海外帰国生徒対象の選抜に係る学力検査問題自校作成マニュアル（管理職用）</li> <li>・海外帰国生徒対象の選抜に係る学力検査問題作成マニュアル（国語）（教科主任用）</li> <li>・海外帰国生徒対象の選抜に係る学力検査問題作成マニュアル（数学）（教科主任用）</li> <li>・海外帰国生徒対象の選抜に係る学力検査問題作成マニュアル（英語）（教科主任用）</li> <li>・合否判定資料（第一次募集・分割前期募集）</li> </ul>				1				1		1					・都立高等学校入学者選抜における選抜事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため ・都立高等学校入学者選抜における選抜事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
3	R5.3.2	R5.5.1	東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト（E-SATJ）結果の活用について															東京都教育委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため（東京都情報公開条例第18条第2項に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

## 令和5年度 公文書開示（5月決定分）

## 令和5年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
5	R5. 3. 2	R5. 5. 1	令和4年度 中学校英語スピーチングテスト ・「覚書の締結について」起案原議 ・実施協定（令和4年度）に関する覚書	101		1							1	1	1			【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【経費の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【具体的な業務の流れの一部】 ・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、事業者の処理能力が明らかになる等、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該情報は、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
6	R5. 3. 4	R5. 5. 1	令和4年度 中学校英語スピーチングテスト ・各パートにおける解答例等の送付通知案 ・各パートにおける解答例等の送付通知 ・解答例 ・各パートにおける解答例 ・英語力アップのためのアドバイス	30	1													教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
7	R5. 3. 5	R5. 5. 1	令和4年度 中学校英語スピーチングテスト 協議書（令和4年度）	1	1													教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

## 令和5年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	R5. 3. 5	R5. 5. 1	令和4年度 中学校英語スピーキングテスト ・実施協定（令和4年度） ・承諾書（令和4年度） ・実施協定（令和4年度）に関する覚書 ・協定作成支援等業務委託契約関係文書（令和4年度）	61		1				1	1	1	1					【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 【運営体制の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため 【採点業務における対策】 ・当該情報は、試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【試験監督等の人員の一部】 ・当該情報は、試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【監督の属性等】 ・当該情報は、試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【内訳書の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
9	R5. 4. 27	R5. 5. 10	令和4年度条件付採用職員の任用について	1	1													教育庁人事部職員課	
10	R5. 4. 27	R5. 5. 10	B 「(3)の108人」のうち、君が代不起立・不伴奏等（都教委の言う職務命令違反）に起因する人の人数と内容を示す文書					1									請求にかかる文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁人事部職員課	
11	R5. 5. 1	R5. 5. 15	2023年3月・4月の都立学校の卒業・入学式で校門前で配布の君が代強制反対のビラで、都教委が（学校や経営支援センター多摩事務所等を通し、又は派遣職員が入手した等により）入手したもの					1									請求に係る文書は取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	

## 令和5年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
12	R5.4.30	R5.5.18	・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	3	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
13	R5.4.30	R5.5.18	令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校					1										教育庁都立学校教育部高等学校教育課		
14	R5.5.8	R5.5.19	令和5年度 東京都立高等学校ならびに都立中等教育学校における使用補助教材一覧	549	1														教育庁指導部管理課	
15	R5.3.29	R5.5.26	東京都において、不登校生徒につき高校進学の進路指導はどのように行われていますか。東京都立高校（全日制）を元に開示請求します。					1										教育庁指導部管理課		
16	R5.3.29	R5.5.26	平成30年度分 服務事故報告書 2018年4月24日付「教職員の服務事故について（報告）」	11	1					1			1					・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる）こととなるものを含む。）であるため ・特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため ・当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため ・開示が前提となると、事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため		教育庁人事部職員課